

決議案第 2 号

決議案について

別紙のとおり『小谷安富議員に対する問責決議（案）』を議決されたく、
会議規則第14条の規定に基づき提出します。

平成21年12月21日

加西市議会議長 後藤千明様

提案者 加西市議会議員 櫻井光男

賛成者 加西市議会議員 三宅利弘

" 黒田秀一

" 吉田稔

" 高橋佐代子

" 森田博美

" 繁田基

" 森元清蔵

" 高見忍

" 土本昌幸

小谷安富議員に対する問責決議（案）

市議会議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、その責務は市民生活の向上をめざして、市政の一般事務に関すること、また公益に関することについて審議し提案することである。

そのために、議員としての発言は、発言自由の原則により保障されている。

しかしながら、議会としての品位と秩序を保持する観点から、地方自治法と会議規則によって一定の制限がなされている。よって、議員はそれに反すれば懲罰を科せられる立場もある。議員としてのルールを守り、議会の品位を保持しながら、その責務を遂行してこそ議会制民主主義の確立に寄与することになる。

にもかかわらず、小谷安富議員は、本会議においては議長の再三の注意と制止に従わず、やじを飛ばし、市議会の申し合わせも無視し、建設経済委員会においては『おいこら、おまえ、だまっとれ』など、乱暴な発言を繰り返し、委員長の議事進行に従わず審議を妨げている。

加西市議会においては、今まさに市民の声を生かした議会基本条例の制定に向けて、議会自らの自浄能力を發揮する議会改革に取り組もうとしている時である。

小谷安富議員の言動は、会議の秩序を乱し、混乱させるものであり、議会制民主主義を冒涜するものである。市議会の品位をおとしめ秩序を乱す現状を、これ以上放置することはできない。

よって、ここに小谷安富議員に対して、議員としての責務を認識し、その言動について猛省すべきことを勧告する。

以上、決議する。

平成21年12月21日

加西市議会